平成２９年（フ）第８３号
北海道勇払郡安平町早来北町51番地２　早来北町公営住宅Ａ棟106号室
債務者　山崎　孝子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第８８号
北海道苫小牧市大成町２丁目３番８号
債務者　南部　順治
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２４号
秋田県大館市柄沢字狐台92番地２クラールⅠ102号室、前住所秋田県大館市赤館町４番24号
債務者　菅原　朋健
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第９号
秋田県仙北郡美郷町六郷東根字妻の神51番地２
債務者　煙山百合子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第１９２号
岐阜市下西郷５丁目33番地１（ふぁみーるＡ103号室）
債務者　水野　裕太
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１２７号
三重県津市久居野村町323番地７　メゾンホワイトシャトー103、前住所三重県松阪市嬉野中川新町２丁目116番地　グランドシャトーＳ・Ｄ301
債務者　田中　千鶴
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２９号
三重県亀山市関町中町430番地14
債務者　河戸　晃義
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８７号
三重県三重郡菰野町大字永井3067番地105　グランモアサンスイ28号室、前住所三重県三重郡菰野町大字永井3068番地32　サンスイ機工菰野寮Ａ305
債務者　松﨑　純也
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
三重県四日市市山城町1788番地　ベルコリーヌＢ―201
債務者　大山　真奈（旧姓末松）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第５２７号
京都市右京区西院東貝川町42番地　ハイライズ西院307
債務者　大橋　正裕
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５７４号
京都府京田辺市河原北口29番地　ユニライフ新田辺408
債務者　岡村　弥生（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６１２号
京都市南区吉祥院石原町45―２　尾野方、住民票上の住所京都市下京区新町通七条下る東塩小路町590番地10　新町七条　802号
債務者　西嶋　絵里（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６８６号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地30―601
債務者　中小路充岐子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７１０号
京都市上京区寺町通今出川上る上塔之段町474番地　ＳＵＮＧＡＲＤＥＮ御所304号室、前住所京都市上京区烏丸通寺之内上る東入相国寺門前町670番地
債務者　吉多こと　孫　　健一
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３６７号
兵庫県西宮市甲風園２丁目５番17号　甲風ハイツ201号、前住所兵庫県西宮市広田町５番４―205号
債務者　山本　美幸
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５５号
奈良県生駒市山崎町４番30―507号
債務者　野木　知子（旧姓川部）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
奈良地方裁判所